

あしよろの上下水道

4/1から下水道事業が公営企業に変わります

令和6年4月1日から足寄町下水道事業が水道事業と同様に地方公営企業としてスタートします。

地方公営企業とは、地方公共団体が経営する企業で、町の財政から独立した会計となり、経営成績や財政状況について、より正確に把握することができるようになります。地方公営企業になることで住民の皆様に対するサービスや手続きなどに変更はございませんが、消費税法改正に伴うインボイス登録番号につきましては4月1日以降変更となる予定です。

下水道事業の公営企業化に伴い、今後更なる健全経営に努めてまいります。

各種水道料金及び公共下水道使用料の再振替は終了します

定例日(毎月25日)の口座振替で残高不足により振替不能となった口座に対して実施している再振替は令和6年3月末で終了します。口座振替を利用している使用者においては、振替前の残高確認をお願いします。

定例日に振替不能となった場合は、納入通知書を郵送しますので金融機関窓口又はコンビニエンスストア等で支払いをお願いします。



冬期間の水道凍結に注意してください

寒い日が続いています。水道管の凍結事故も多発しています。

旅行等で長期間家を空けるときや真冬日が続いた時は特に注意が必要なので水落としを行いましょう。

水道管が凍結または破裂した場合は、速やかに直接[足寄町指定給水装置工事事業者](#)に連絡をし、修理を行って下さい。

あしよろの上下水道

上下水道の使用開始・中止のときは、事前に
建設課上下水道室まで届出ください

- ・転入、転出、転居の時
- ・上下水道の用途が変わるとき(家事用から業務用への変更等)
- ・上下水道の利用者が変わるとき
- ・上下水道を再び利用するとき
- ・家を取り壊して上下水道を廃止するとき(別途給水工事の撤去申請も必要)
- ・1ヶ月以上上下水道を利用しないとき

水道の利用開始・中止の手続きは、役場建設課上下水道室の窓口、電話または町ホームページからオンラインですることもできます。オンラインでの申し込みの際は、記載されている注意事項を必ず確認してから入力フォームに進んでください。

お問い合わせ

足寄町役場 建設課 上下水道室 TEL0156-28-3868